

第 2 ワーキンググループ（第 1 回）

総務省提出資料

（非正規雇用の関係統計整備に関する補足資料）

諮問第 39 号の答申及び諮問第 40 号の答申（抜粋）

●労働力調査

（ア）非正規雇用者の実態把握等

総務省は、非正規雇用者の実態把握等の観点から、基礎調査票については表 2 のとおり、特定調査票については表 3 のとおり、調査事項を変更及び追加することを計画しており、これらについては、次のとおりである。

— 基礎調査票 —

a 有期雇用契約者数の把握

非正規雇用の形態の一つである有期雇用契約者の規模の把握の観点から、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「常雇」を新たに「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割することについては、「常雇」を構成する雇用契約期間が 1 年超の有期雇用契約者と期間の定めがない者を分離して、有期雇用契約者の人数の推計を可能とするものであることから、適当である（表 2 参照）。

b 非正規雇用者の実態把握の迅速化

非正規雇用者の迅速な把握の観点から、「勤め先における呼称」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「契約社員・嘱託」を新たに「契約社員」及び「嘱託」に分割した上で、当該調査事項を特定調査票から基礎調査票へ移動することについては、当該移動により調査頻度が四半期ごとから毎月となり、また、非正規雇用者に関するより詳細なデータが迅速に提供されるようになることから、適当である（表 2 参照）。

表 2 従業上の地位等に係る調査事項の変更内容（基礎調査票）

調査事項	現行	変更内容
従業上の地位	(選択肢) <input type="checkbox"/> 雇われている人のうち ・常雇の人 ・臨時雇の人 ・日雇の人 <input type="checkbox"/> 会社などの役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 ・雇い人あり ・雇い人なし <input type="checkbox"/> 自家営業の手伝い <input type="checkbox"/> 内職	(選択肢) <input type="checkbox"/> 雇われている人のうち ・常雇の人（無期の契約） ・常雇の人（有期の契約） ・臨時雇の人 ・日雇の人 <input type="checkbox"/> 会社などの役員 <input type="checkbox"/> 自営業主 ・雇い人あり ・雇い人なし <input type="checkbox"/> 自家営業の手伝い <input type="checkbox"/> 内職
勤め先における呼称	【特定調査票において把握】 <input type="checkbox"/> 雇われている人 ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員・嘱託 ・その他	【基礎調査票において把握】 <input type="checkbox"/> 雇われている人 ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他

— 特定調査票 —

d 非正規雇用者の本意型・不本意型等別の把握

非正規雇用者について、非正規雇用が本意か否か等を把握する観点から、特定調査票に新たに「非正規雇用に就いた理由」を把握する調査事項を設けることについては、本調査事項により、非正規雇用者の詳細な実態が明らかになり、非正規雇用者の増加の背景等に関する分析に当たり有用なデータが得られることから、適当である（表3参照）。

表3 非正規雇用者に就いた理由に係る新設調査事項の内容（特定調査票）

設問	内容
どうして今の雇用形態についているのですか	(選択肢) <input type="radio"/> 自分の都合のよい時間に働きたいから <input type="radio"/> 家計の補助・学費等を得たいから <input type="radio"/> 家事・育児・介護等と両立しやすいから <input type="radio"/> 通勤時間が短いから <input type="radio"/> 専門的な技能等をいかせるから <input type="radio"/> 正規の職員・従業員の仕事がないから <input type="radio"/> その他 ＊選択肢から当てはまるもの全てと、うち主なもの一つを選択

(イ) 実労働時間のより適切な把握

総務省は、実労働時間のより適切な把握の観点から、表4のとおり、基礎調査票において、新たに「月末1週間の就業日数」及び「月間就業日数」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、既存の調査事項である「月末1週間の就業時間」を「月末1週間の就業日数」で除し、これに「月間就業日数」等に乗じることにより、年間の総実労働時間の推計を可能とするものであり、適当である。

表4 月末1週間の就業日数等に係る調査事項の変更内容（基礎調査票）

現行	変更内容
○月末1週間（ただし 12月 は 20～26日）に仕事をした時間	○月末1週間（ただし 12月 は 20～26日）に仕事をした日数（追加） ○月末1週間（ただし 12月 は 20～26日）に仕事をした時間
—	○当月の1か月に仕事をした日数（追加）

●平成24年就業構造基本調査

(イ) 就業時間に関する把握の詳細化

総務省は、実労働時間のより適切な把握の観点から、表4のとおり、「1週間の就業時間」を把握する調査事項の選択肢のうち、従来の「65時間以上」を新たに「65～74時間」及び「75時間以上」に分割することを計画している。

これについては、平成19年に実施された就業構造基本調査（以下「前回調査」という。）においては「65時間以上」に該当する者が、1年間の就業日数が300日以上の場合、全体の26.0%を占めている等、他の区分に該当する者に比べ非常に多いため、当該分割により長時間労働者のより詳細な実態が明らかとなり、長時間労働の背景等の分析に有用なデータになることから、適当である。

表4 就業時間に関する把握の詳細化に係る調査事項の変更内容

現行	変更内容
〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢) ○15時間未満 ○15～19時間 ⋮ ○60～64時間 ○65時間以上	〈有業者に関する調査事項〉 (選択肢) ○15時間未満 ○15～19時間 ⋮ ○60～64時間 ○65～74時間 ○75時間以上

(ウ) 非正規雇用者の雇用契約期間等の把握の詳細化

総務省は、有期雇用契約のより詳細な把握の観点から、表5のとおり、雇用契約期間の把握に当たり、従来の「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」^(注)という類型区分で把握する方法をやめ、この関係の調査事項を削除し、正規の職員・従業員、パートといった勤め先における呼称のみを把握するとともに、新たに「雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間」及び「雇用契約の更新の有無」を把握する調査事項を追加することを計画している。

これについては、従来の常雇に該当する非正規雇用者について、より具体的な雇用契約の期間や更新回数を把握することにより、非正規雇用者に関するより詳細な分析を可能とするものであり、また、前回答申において今後の課題とされている雇用契約期間の把握方法の見直しにも対応したものであることから、おおむね適当である。

ただし、次の2点について対応することが必要である。

- ① 「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の選択肢のうち、「1か月以上1年以下」については、独立行政法人労働政策研究・研修機構が平成20年に実施した「働くことと学ぶことについての調査」に参考となる事項があり、その結果を勘案すると、雇用契約期間が1か月以上1年以下に該当する者の全有期雇用契約労働者に占めるウェイトが極めて大きいと考えられることから、「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」に分割すること（表5注

参照)。

② 「1回当たりの雇用契約期間」を把握する調査事項の選択肢において、調査対象者が、雇用契約期間の定めがあることは承知しているものの、具体的な当該期間を承知していない場合、「定めがある」の中の「その他」に記入することになるが、この点が調査票上では必ずしも明確ではない。このため、調査対象者に対し、当該記入方法について、記入の手引き等で分かりやすく説明するとともに、コールセンター（後述（2）ーイ参照）へ照会があった際に十分な対応が可能となる措置を講じること。

なお、前職に関する調査事項においても、同様に「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除し、勤め先における呼称のみを把握することとしており、これについても適当である。

(注)「常雇」等とは、次の者をいう。

常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない雇用契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の雇用契約で雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の雇用契約で雇われている者

表5 雇用契約期間の定めの有無等に係る調査事項の変更内容

現行	変更内容
<p>(有業者に関する調査事項) (選択肢) ○雇われている人のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常雇 ・臨時雇 ・日雇 <p>(上記のいずれかを選択の後、 以下の選択肢へ)</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他 	<p>(有業者に関する調査事項) (選択肢) ○雇われている人のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規の職員・従業員 ・パート ・アルバイト ・労働者派遣事業所の派遣社員 ・契約社員 ・嘱託 ・その他 <p>(上記のいずれかを選択の後、 以下の選択肢へ)</p> <p>↓</p> <p>○雇用契約期間の定めの有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定めがない(定年までの雇用を含む) ・定めがある <ul style="list-style-type: none"> 1か月未満 <u>1か月以上1年以下</u> 1年超3年以下 3年超5年以下 その他 ・わからない <p>(いずれかを選択の後、 以下の選択肢へ)</p> <p>↓</p> <p>○雇用契約の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ない ・ある→更新回数を記入

(注) 1 前職に関する調査事項においても、同様に「常雇」、「臨時雇」及び「日雇」を削除し、正規の職員・従業員、パートといった勤め先における呼称のみを把握することとしている。

2 下線を付した部分は、修正が必要な箇所を示す。